

平成 20 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイント・コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長執行役員 東海林 義信  
(コード番号 8874 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 織部 壽  
グループ広報・IR部担当  
(TEL 03-5759-8874)

### 「当社に対する買収提案への対応方針（買収防衛策）」に関するお知らせ

当社は、平成20年5月14日開催当社取締役会決議により、下記のとおり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」を決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体策として、「当社に対する買収提案への対応方針（買収防衛策）」（以下、本プランといいますが）を決定致しましたので、お知らせいたします。

本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所諸規則等に則っております。

なお、本プランの内容については、すでに監査役の全員一致による同意も得ておりますが、平成20年6月21日開催予定の第22回当社定時株主総会において、出席株主が有する議決権総数の過半数の賛成が得られない場合には、同総会終了時をもって、本プランは将来に向けてその効力を失うこととなります。

当社取締役会が本プランを決議した時点までにおいて、当社取締役会は、当社株式等につき大量買付等が実施された事実、買収提案がなされた事実、またはそれらの予兆となる事実は把握しておりませんが、将来、濫用的買収者等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるリスク等を検討した結果、本プランを定時株主総会に先立って導入することを決定いたしました。

### 記

「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」とその取組み  
当社グループは、「Togethering（トゥギャザーリング） ともに、イキな未来を創りつづけます」をグループ企業理念、「人がイキイキする場所を通じて、人々と社会に貢献します」をグループ企業目標として掲げており、環境に配慮した都市創造を通じて、国内外で地域社会に貢献してまいる所存です。このような理念と目標のもとに実現される当社の企業価値は、株主をはじめステークホルダーのご理解とご支援によるものにほかならず、今後も、このような信頼関係と協力関係を維持・強化してゆくことが、さらなる企業価値の向上につながると考えております。また、株主平等の原則等にもとづく株主共同の利益についても、引き続き十分に配慮してまいる所存です。

したがって、当社は、中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを基本方針として、当社の事業および財務の方針を決定しております。このような基本方針により、当社の企業価値および株主共同の利益をより一層向上させるような買収提案については、否定

されるべきものではなく、これをも否定するような過剰な買収防衛策については、許容されるものではないと考えております。

しかしながら、当社は、中長期的な利益を犠牲にして短期的な利益を追求するような、当社の中長期的企業価値を毀損するおそれのある買収提案につきましては、断固として反対するつもりであります。また、当社は、株主の皆様を平等に取扱うことを原則としておりますので、買収者等特定の者の利益のみが優遇される買収提案につきましても、断固として反対するつもりであります。また、このような買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、不適切であると考えます。そして、その最終的な判断は、株主の皆様により行われるべきであるとも考えております。

本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体策)

#### 1. 本プラン導入の目的および必要性

「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」に照らし、特定の者又はこれらと所定の関係を有する者が当社の株主議決権総数の30%以上(注)に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、上述した当社の企業価値および株主共同の利益が中長期的に毀損される可能性がある場合など、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化が阻害されるおそれがある場合には、当社は、法令および当社定款によって許容される限度内において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保とその最大化に向けた相当な措置を講じる必要があります。

#### (注)

当社代表取締役東海林義信が代表取締役を勤める株式会社ジョイントリビングサービスは、平成20年3月31日現在において、当社株主議決権総数の25.1%を所有する筆頭株主であります。これに東海林義信が個人で所有している議決権9.8%を加えたとしても、当社議決権比率は34.9%であります。したがって、濫用的買収者等が当社発行済株式総数の30%以上を保有した場合、当社筆頭株主として、当社経営に相当な悪影響を与える可能性があります。このような当社株主構成を鑑み、株主議決権総数の30%以上を基準として、買収者等の提案内容を検討する必要があります。

#### 2. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下「政府指針」といいます)、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所諸規則等に則って、株主の権利内容やその行使、株式市場への影響等について慎重かつ十分に検討を重ね整備したものです。

##### (1) 本プランの概要

##### (a) 本プランに関する株主の意思の確認

本プランについては、平成20年5月14日開催当社取締役会において全員一致で承認され、当社監査役会も全員一致で同意しております。本プランは、平成20年5月16日に効力を生ずることと致しましたが、平成20年6月21日開催予定の第22回当社定時株主総会の出席株主が有する議決権総数の過半数による賛成が得られない場合には、同総会の終了時をもって将来に向けて効力を失います。

##### (b) 本プランの発動にかかる手続の設定

本プランは、買収者等(下記(2)(a)に定義されます)が現れた際に買収者等に事前の情報提供を求め、株主が適切な判断をするために十分な情報と時間を確保した上で、買収者等の買収提案および当社経営陣の会社側提案について、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化の観点から客観的に比較検討することとしております。その上で必要な場合には、株主の意思を仰ぐための手続をすることと定めております(下記「(2) 本プランの発動にかかる手続」をご参照下さい)。

(c) 取得条項付新株予約権無償割当ての利用

(i) 本総会開催前の時点または本プランにつき本総会の承認が得られた後、買収者等が現れた場合においては、買収者等による権利行使を認めない旨の行使条件が付された取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。その主な内容につきましては、下記「6. 本新株予約権の無償割当ての概要」をご参照下さい）を、当該株主総会後の当社取締役会が定める割当基準日における全ての当社株主（但し、当社を除きます）に対して、無償割当ての方法により割当ててことがあります。

また、( ) 本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大規模買付行為等（下記(2)(a)に定義されます）が行われた場合には、当社は、原則として、買収効果評価委員会の勧告および取締役会決議にもとづき、当社取締役会が定める割当基準日における全ての当社株主（但し、当社を除きます）に対して、本新株予約権を無償割当ての方法により割当ててことがあります。本プランの発動時における新株予約権の無償割当ては、下記(2)(d)(e)(f)(g)(h)の手順に従って行います。

なお、法令および当社定款で認められたその他の対応措置を用いることが適切と認められた場合には、当社は、買収効果評価委員会の勧告にもとづき、必要な場合には、株主総会の承認を経て、その他の対応措置を必要かつ相当の範囲で講じることもあります。

本新株予約権には、その取得の対価として、買収者等以外の株主については当社議決権付普通株式を、買収者等に属する株主には行使条件付の新株予約権（但し、一定の条件を満たせば現金化され得る）を、それぞれ交付するという内容の取得条項を付することがあります。これにより、対応措置の相当性の観点から適切と考えられる場合には、買収者等の経済的利益の毀損を相当程度防止すると共に、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化が図られるものと考えております。

当社は、今後本新株予約権の無償割当てを利用する場合に備えて、金融商品取引法第23条の2に規定する発行登録書を提出し、平成20年5月23日にその効力が生じることとしております。

(d) 買収効果評価委員会の設置

本プランにもとづき、当社取締役会の諮問機関として、買収効果評価委員会（その概要および委員等については下記「5. 買収効果評価委員会の概要」をご参照下さい）が設置されており、下記(2)の対応が必要な局面において招集されることとしております。買収効果評価委員会は、買収者等の認定、本プランに従った対応措置の発動又は不発動の判断、発動の場合における留意事項等の判断等、取締役会に対して客観的に勧告を行います。当社は、透明性確保の観点から、勧告の内容等について株主の判断に資するよう、適時適切に開示してまいります。

(e) 監査役による手続過程の監督

本プランは、その運用の過程において、当社監査役が、取締役会の監督にあたることとしております。

(2) 本プランの発動にかかる手続

(a) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の ① のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が買収効果評価委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め除外を承認した場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始することとしております。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記(e)のとおりであります。上記の方針を有する者が現れた場合に当然に発動されるものではなく、発動するか否かは、あくまで下記(b)(c)(d)(f)(g)(h)の手続に従って決定されることとなります。

当社発行株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定）についての、買付け等の後における公開買付者等（注1）の株券等所有割合の合計が30%以上となることを目的とする公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定）

1 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」につき、公開買付者および特別関係者以外の公開買付者等に

属する者を同項に規定する「特別関係者」とみなして算出される割合をいいます。

当社発行株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定）についての、大規模買付者等（注2）の、買付け等の後における株券等保有割合<sup>2</sup>が30%以上となるような買付け等

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」につき、株券等の保有者および共同保有者以外の大規模買付者等に属する者を同項に規定する「共同保有者」とみなして算出した割合をいいます。

当社発行株券等についての公開買付け又は買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者等と、当該大規模買付者等との買付け等の後における株券等保有割合の合計が30%以上となるように、当該大規模買付者等に属する者<sup>3</sup>と他の当社株主が共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定）の関係となる合意その他の行為、又は、当該大規模買付者等の中核を成す者が他の株主を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>3</sup>となる合意その他の行為（注3）

<sup>3</sup> このような関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係および資金提供関係等の形成や、当該大規模買付者等の中核を成す株主および当該他の株主が当社に対して直接間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

（注1）

「公開買付者等」とは、公開買付者自身と、その特別関係者<sup>4</sup>、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者又は特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人およびこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が買収効果評価委員会の勧告にもとづき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。

（注2）

「大規模買付者等」とは、当社が発行者である株券等の保有者<sup>5</sup>およびその共同保有者<sup>6</sup>、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者又は共同保有者と実質的利害を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が買収効果評価委員会の勧告にもとづき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項により保有者とみなされる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者）を含みます。以下本プランにおいて同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者）を含みます。以下本プランにおいて同じとします。

（注3）

上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が買収効果評価委員会の勧告にもとづき合理的に行うものとします。また、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して、下記(b)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請する場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。

以下、公開買付者等および大規模買付者等と、上記 において定める「他の当社株主」とを併せて、「買収者等」といいます。

(b) 買収者等に対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始又は実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、提案内容評価期間（下記(c)に定義されます）および当該期間における検討の結果下記(f)に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間<sup>7</sup>（以下「待機期間」といいます）において当社株券等の買付け等を行わないこと、および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下本必要情報と併せて「買

付意向説明書」といいます)を提出していただきます。

株主の皆様意思を確認する必要から、買収効果評価委員会の同意の下に、臨時株主総会を開催するための招集通知発送作業の事務負担やその他の物理的事務等を勘案して、合理的な範囲内でこの待機期間を延長することがあります。以下本プランにおいて別段の記載がない限り同じとします。

買収効果評価委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買収者等に対し、適宜回答期限(原則として60日)を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。

買付意向説明書の提出を当社取締役会が求めた場合、又は買付意向説明書が提出された場合には、当社は、その旨および当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等および証券取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

#### 買収者等の概要

具体的名称、主要な株主又は出資者、出資割合、財務内容、沿革(買収者等が過去に大規模買付行為等を実施している場合には、その内容と現状を含みます)並びに役員の氏名および略歴(買収者等がファンド又はその出資にかかる事業体である場合は、その主要な組員、直接出資者、間接出資者、その他の構成員並びに業務執行組員および投資助言を継続的に行っている者に関する具体的名称、主要な株主又は出資者、出資割合、財務内容並びに役員の氏名および略歴)大規模買付行為等の目的、方法および内容

大規模買付行為等における対価の種類および価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨とその理由(大規模買付行為等の方法の適法性については弁護士による意見書を併せて提出していただきます)

大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます)を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ)の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容

大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯

算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額又は内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額又は内容を含みます)およびその算定根拠

大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません)を含みます)の具体的名称、その概要、調達方法、資金提供が実行されるための条件(担保提供の状況およびその予定の有無を含みます)、資金提供後の誓約事項の有無および内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます)

大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策等(大規模買付行為等の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接・間接を問いません)およびこれらに対する対処方針、過去5年間に於ける法令違反および行政処分ならびに追徴課税の有無とその内容

(買収者等がファンド又はその出資にかかる事業体である場合は、その主要な組員、直接出資者、間接出資者、その他の構成員並びに業務執行組員および投資助言を継続的に行っている者、その主要な株主又は出資者、役員を含みます)

その他当社取締役会又は買収効果評価委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 取締役会および買収効果評価委員会による検討等

当社取締役会および買収効果評価委員会は、買収者等が開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記又はの期間(当社取締役会又は買収効果評価委員会が買付意向説明書および本必要情報の提供が完了したと判断した旨を当社が関係法令等および証券取引所規則にもとづいて開示した日から起算されるものとします)を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、会社側提案立案および買収者等との交渉のために必要な合理的期間(以下「提案内容評価期間」といいます)として設定します。

対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合:60日間(初日不算入)

上記を除く大規模買付行為が行われる場合:90日間(初日不算入)

当社取締役会は、提案内容評価期間内において、買収者等から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化の観点から、買収者等の大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、会社側提案立案および買収者等との交渉を行うものとします。その際、当社取締役会は、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得るものとします。

また、買収効果評価委員会も上記と並行して買収者等からの提案等の評価および検討等を行います。買収効果評価委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができるものとし、かかる費用は当社が負担するものと致します。

買収効果評価委員会が提案内容評価期間内に下記(e)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が提案内容評価期間内に対応措置の発動若しくは不発動の決議又は株主総会の招集の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合において、当社取締役会は、買収効果評価委員会の勧告にもとづき、必要な範囲内で提案内容評価期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様と致します)。当社取締役会が提案内容評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を関係法令等および証券取引所規則にもとづいて適時適切に開示致します。

(d) 買収者等が手続を遵守しない場合の対応

買収効果評価委員会は、買収者等が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買収者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(e)で定める所要の対応措置を発動することを、同委員会の現任委員の全員一致によって勧告できるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がなく、取締役会が発動することが相当であると判断した場合に、買収効果評価委員会の上記勧告を最大限尊重の上、本新株予約権の無償割当て等の下記(e)で定める所要の対応措置を、株主総会に諮ることなく、発動することになります。

(e) 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものとします。但し、会社法その他の関連法令および当社定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあります。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「6. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)買収者等に属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者(以下「例外事由該当者」といいます)による権利行使は認められないとの条件や、( )新株予約権者が例外事

由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、（ ）当社が本新株予約権の一部を取得するときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設ける場合があります。

なお、下記「6. 本新株予約権の無償割当ての概要」においても記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当ての割当基準日は、上記(a)柱書所定の事由又は本プランの手續に従わずに大規模買付行為等が開始された日以後の日となりますので、いわゆる平時において本新株予約権の無償割当てが実施されることはありません。また、当社取締役会が割当基準日を定めるに当たっては、原則として上記株主総会の会日の後の日とすることとし、関係機関と協議の上、株主の皆様にも不測の損害が及ばないように配慮して、これを決定することとします。

#### (f) 対応措置の不発動の勧告

買収効果評価委員会は、買収者等による大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、買収者等との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社ガイドライン（その内容につきましては、下記「7. ガイドラインの概要」をご参照下さい）に照らし、買収者等が総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、提案内容評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、買収効果評価委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものと致します。

但し、買収効果評価委員会は、一旦対応措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して再度異なる勧告をすることができます。

#### (g) 株主総会の開催

買収効果評価委員会が、買収者等の属性や提案内容等の検討の結果、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置について、その現任委員の全員一致により株主総会に諮った上で発動すべき旨の判断に至った場合、または、その現任委員の全員一致により上記(f)の不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮って、株主の判断を仰ぐべきである旨を当社取締役会に勧告するものと致します。

上記勧告を受け、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がなく、取締役会が発動することが相当であると判断した場合に、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動を株主総会に付議する旨の決議を行うものとし、当該株主総会の招集手續は速やかに行わなければならないものとし、

その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、買付意向説明書に関する当社取締役会の意見および買収効果評価委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等および証券取引所規則に従って適時適切に開示致します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、買収者等から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものと致します。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主と致します。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものと致します。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものと致します。

#### (h) 取締役会の決議

当社取締役会は、買収効果評価委員会の勧告(上記(d)にもとづく対応措置発動の勧告又は上記(f)にもとづく対応措置不発動の勧告)又は株主総会の決議および本プラン所定の手続に従って、本新株予約権の無償割当てその取得条項の発動、その他の対応措置の発動又は不発動に関する決議を遅滞なく行うものとし、上記決議を行った場合には、当社取締役会は、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等および証券取引所規則にもとづいて適時適切に開示します。なお、買収者等は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って(すなわち、買収効果評価委員会の上記(f)にもとづく対応措置不発動の勧告にもとづき、又は上記(g)にもとづく株主総会における対応措置発動の決議が得られなかったことを受けて)本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成22年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、更に2年間自動的に更新されるものとし、その後も同様と致します。但し、有効期間内であっても当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は買収効果評価委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものと致します。また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、買収効果評価委員会委員の過半数による承認を得た上で、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正し又は変更する場合があります。

### 3. 本プランの合理性

#### (1) 政府指針、証券取引所の諸規則に則していること

本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることを目的として導入されており、政府指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足し、かつ、東京証券取引所が平成18年3月7日付けで発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」およびこれに伴って改正された同取引所諸規則に則っております。

#### (2) 株主の皆様に必要な情報が開示され、ご意思を直接確認する手続であること

本プランは、買収者等が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始した状況下で買収効果評価委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対応措置の発動を勧告する場合、または、買収効果評価委員会がかかる対応措置の不発動の勧告をする場合を除き、買収者等による大規模買付行為等に対する本新株予約権の無償割当て等の対応措置発動の是非については、株主の皆様のご判断に必要な情報を適時適切に開示したうえで、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

#### (3) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

1回の株主総会における通常決議における取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

#### (4) 独立した買収効果評価委員会の判断を重視していること

本プランでは、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員および外部専門家から構成される買収効果評価委員会が、合理的かつ客観的に勧告を行うこととされております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、買収効果評価委員会から不発動の勧

告がなされた場合には、当社取締役会は、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものとしております。

#### 4. 株主の皆様等への影響

##### (1) 本プラン設定時の株主の皆様等に与える影響

本プランの設定時点においては、本新株予約権の発行等を行われませんので、株主の皆様のご権利に影響が生じることはありません。

##### (2) 提案内容評価期間中に株主の皆様等に与える影響

提案内容評価期間における事前対応において、当社が買収者等から提供を受け、また自ら収集した資料等、これらにもとづく当社の意見ないし判断、会社側提案等については、株主の皆様等のご判断のために必要となる重要情報として適時適切に開示することとします。

##### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様等に与える影響

本プランにおいて想定されている対応措置の性質上、本新株予約権の無償割当て時において、当社株式1株当たりの価値について希釈化が生じますが、当社株主が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様等の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、買収者等が例外事由該当者である場合は、当社株主の法的権利および経済的利益に影響が生じる可能性があります。

当社と致しましては、本プランにもとづき対応措置を発動するにあたっては、関係法令等および関係する証券取引所規則にもとづいて適時適切に開示を行うとともに、株主の皆様等に不測の損害又は不利益が生じないよう十分に配慮し、適切に対処してまいります。但し、かかる配慮にもかかわらず、日本国内に常任代理人または支店等を有しない特定の外国人株主等、外国法令上の制約により、外国法令等に定める条件を充足できず、新株予約権の割当てや権利行使ができない場合があります。なお、当社はかかる外国法令等の条件を充足させる義務を負わないものとします。

また、対応措置としての本新株予約権の無償割当ての決議および本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち後においては、株主の皆様等に不測の損害又は不利益が生じないよう、本新株予約権の無償割当てを中止しないものとし、かつ、無償割当てされた本新株予約権を当社が無償にて取得しないものとし、

本新株予約権の無償割当ての手續や、無償割当てがなされた本新株予約権の行使およびその取得について、株主の皆様に関わる手續は、次のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の無償割当ての手續および名義書換手續

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合、当該決議において無償割当ての基準日等を定め、適時適切に開示します。本新株予約権の無償割当ての基準日時点における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます）に対して、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割当てられます。

したがって、名義書換手續をされていない株主におかれては、当社が上記の開示に際してご案内する内容に従って、無償割当ての基準日までに名義書換手續をしていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手續は不要です）。

##### (b) 本新株予約権の行使手續

当社は、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、割当対象株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が例外事由該当者に該当せず本新株予約権の行使条件を充足する者であること等についての表明保証その他の条項からなる当社指定の書式によるものとし、）と新株予約権の権利行使に必要な書類その他を送付致します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類をご提出の上、原則として本新株予約権1個当たり1円を下限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い

込んでいただくことにより、1個の本新株予約権につき1株以内の当社が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得手続

割当てられた本新株予約権に取得条項を付した場合、当社は、法定の手続に従い、当該取得事由の発生をもって本新株予約権を取得することがあります。この場合、株主の皆様には、ご自身が例外事由該当者に該当せず本新株予約権の行使条件を充足する者であること等についての表明保証その他の条項からなる当社所定の誓約書をご提出いただいたうえで、原則として1個の本新株予約権につき1株以内の当社が別途定める数の当社株式の交付を受けることができます。

## 5. 買収効果評価委員会の概要

買収効果評価委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他事項につき当社企業価値および株主共同の利益の最大化の観点から妥当性を検討し、その結果を勧告することを目的として設置された当社取締役会の社外諮問機関であり、その独立性と専門性について特に配慮しております。

一方、当社取締役会は、買収効果評価委員会の勧告を最大限尊重し、対応方針にもとづく対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行なうこととしております。また、当社監査役会は、取締役会の判断過程を監督することとしております。

買収効果評価委員会は、当社社外役員と当社および当社グループ会社と利害関係のない専門家により、3名以上をもって構成されることとしており、各委員の任期は2年です。委員会に欠員が生じた場合には、取締役会の決定によりこれを補充します。各委員の活動に関する報酬につきましては、当社社外役員以外の委員に限り報酬を支給することとします。具体的報酬額につきましては、当社社外役員から選任された委員全員の賛成により決定するものとします。その他買収効果評価委員会にかかる費用は、監査役会の監督のもとに、原則として当社が負担するものと致します。

(参考)

現在の委員は以下の3名の方々であり、任期は平成22年6月末までとなっております。

(委員長)

渡邊 惺 弁護士(元名古屋高等裁判所民事部総括判事)

(委員)

廣瀬 駒雄 当社社外取締役(元オリックス株式会社専務取締役)

水野 勝 当社社外監査役(元丸紅株式会社取締役副社長、現株式会社パソナ取締役会長)

## 6. 本新株予約権の無償割当ての概要

### (1) 割当対象株主

取締役会で定める基準日(上記「2.本プランの内容」(2)(a)柱書所定の事由発生後の日とされます)における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除きます)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。(但し、日本国内に常任代理人または支店等を有しない特定の外国人株主等、外国法令上の制約により、外国法令等に定める条件を充足できず、新株予約権の割当てや権利行使ができない場合があります。なお、当社はかかる外国法令等の条件を充足させる義務を負わないものとします。)

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

### (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定めます。

(4) 株主に割当てする新株予約権の総数

割当てする本新株予約権の総数は、無償割当基準日における最終の発行済株式総数（但し、当社の有する普通株式の数を除きます）を上限として取締役会の定める数とします。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とします。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件を付すことがあります）。

(7) 当社による新株予約権の取得

(a) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じること又は一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあります。

(b) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権又はその他の財産を交付するものとする場合があります。

(8) 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、取締役会において別途定めるものとします。

(9) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行いたしません。但し、当社取締役会決議によって発行することができるものとします。

(10) 新株予約権を行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権取得によって、新たに当社株式を取得した株主は、当社株式取得後に開催される株主総会において議決権を行使することができるものとします。

(11) その他

本新株予約権にかかるその他必要な事項については、取締役会において別途定め、適時適切に開示するものとします。

## 7. ガイドラインの概要

### (1) 事前対応

買収者等が出現した場合、当社取締役会は、買収者等に対し、大規模買付行為等を開始する前に、取締役会に対して十分な資料等を提供することおよび取締役会に十分な検討期間を設定することを要求するものとします。当社取締役会は、株主が当該買収者等による大規模買付行為等の妥当性につき最終判断を適切に行うために十分な資料等を収集したうえで、買収者等の有する大規模買付行為等後の当社の経営方針および事業計画が当社企業価値および株主共同の利益の最大化に資するものか慎重かつ速やかに検討することとします。

### (2) 濫用的買収者が否かの検討

(a) 当社取締役会は、事前対応において、買収者等が下記(3)に定める濫用的買収者に該当する可能性、買収者等による大規模買付行為等が当社企業価値および株主共同の利益を毀損もしくは減殺する又は当社企業価値および株主共同の利益の最大化を妨げる可能性、上記の又はに

該当する場合、大規模買付行為等にかかる買収提案を当社企業価値および株主共同の利益の最大化に資するものとするための変更部分（以下「会社側提案」といいます）を検討するとともに、必要に応じ、買収者等との交渉を行うものとします。当該検討に際しては、買収者等の属性（事業の内容、業績、財務状態、経営状態、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制システムの内容並びにそれらの実効性等）、買収者等の企図する大規模買付行為等の概要（目的、方法、内容、第三者との連携の有無、買付価格の算定根拠および算定経緯等）、買収者等の提案する事業計画の内容（経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策、株式および当社株主に与える影響等）を含む事項を考慮するものとします。

（b）当社代表取締役は、事前対応の開始が必要であると判断した場合、直ちに買収効果評価委員会を招集するものとします。

当社取締役会は、招集された買収効果評価委員会に対して、事前対応を開始できるか、買収者等が濫用的買収者に該当するか、買収者等による大規模買付行為等が当社企業価値および株主共同の利益を毀損又は当社企業価値および株主共同の利益の最大化を妨げる可能性があるか、会社側提案をどのようなものにするか等、買収効果評価委員会による判断又は勧告が必要な事項につき諮問するものとします。

### （3）濫用的買収者

当社は、当社企業価値および株主共同の利益を毀損又は減殺する大規模買付行為等を行う者であって、原則として次の各類型に該当しうる買収者等を、濫用的買収者と位置付けます。

買収者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買収者等が下記に掲げる行為等により、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合

（1）グリーンメーラーのごとく、買い占めた株券等を当社関係者に対して高値で買取るよう要求する行為

（2）当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等（ノウハウや顧客情報など無形資産を含む）を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収者等の利益を実現する行為

（3）当社の資産を買収者等または第三者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

（4）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある場合

当社取締役会が、買収提案に対する代替案を提示するために必要な合理的期間を与えない場合

当社株主が買収提案の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分又は不適切な場合

当社の中長期的な企業価値の維持・向上に鑑み、買収提案の内容が、不十分又は不適切な場合

以上

添付資料 1： 当社株式の状況

(1) 発行可能株式総数 175,249,600 株

(2) 発行済株式の総数 43,869,200 株 (うち自己株式 1,001,948 株)

(3) 株主数 7,208 名

(4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	議決権比率 (%)
株式会社ジョイントリビングサービス	10,990	25.1
東海林義信	4,278	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口)	2,492	5.7
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	2,209	5.0
日本マスタートラスト信託銀行 (信託口)	2,076	4.7
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウント ジェイピーアールディアイエスジーエフイーエイシー	888	2.0
ドイチェバンクアーゲーロンドン 610	622	1.4
チェースマンハッタンバンクジーティーエス クライアン ツ エスクロウ	542	1.2
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	537	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口 4)	532	1.2

(注) 上記のほか、当社が自己株式 1,001 千株 (2.3%) を所有しております。

以上

添付資料2： 買収効果評価委員会委員略歴

渡邊 惺（わたなべ さとし）氏

略歴 昭和 7 年生まれ

昭和 32 年 裁判官任官

平成 2 年 宮崎地方・家庭裁判所長

平成 4 年 名古屋高等裁判所民事部総括判事

平成 6 年 公証人

平成 14 年 弁護士登録 上野・浅野法律事務所（現任）

廣 瀬 駒 雄（ひろせ こまお）氏

略歴 昭和 9 年生まれ

昭和 44 年 オリックス株式会社入社

平成 7 年 同社専務取締役

平成 7 年 株式会社大京取締役副社長

平成 15 年 当社社外取締役（現任）

平成 20 年 株式会社ジョイント・アセットマネジメント社外取締役（現任）

水 野 勝（みずの まさる）氏

略歴 昭和 13 年生まれ

昭和 36 年 丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社

平成 4 年 丸紅株式会社取締役

平成 11 年 同社取締役副社長

平成 17 年 当社社外監査役（現任）

平成 19 年 株式会社パソナ取締役会長（現任）

以上

### 添付資料3： 買収効果評価委員会規程の概要

#### 1. 権限および義務

買収効果評価委員会（以下、委員会という）は、本プランに基づき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他事項につき当社企業価値および株主共同の利益の最大化の観点から妥当性を検討し、その結果を勧告することを目的として設置された当社取締役会の社外諮問機関であり、その独立性と専門性について特に配慮しなければならないものとする。委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、当社取締役会の諮問機関として、買付け等の内容について、当社取締役会から提供を受けた買収者等評価情報に基づき評価・検討を行い、必要に応じて、提案内容評価期間の延長を勧告し、当社代表取締役等を通じて、買収者等と交渉するなどにより、買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益のために改善されるように努め、最終的に、本規程の定めるところに従い、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動事由の有無、発動すべきか否か、株主総会に付議すべきか否か等につき、当社取締役会に対し勧告を行うものとする。

委員会における勧告の決議を行うにあたっては、客観的かつ十分に収集された資料に基づき、善良なる管理者の注意義務をもって、なされなければならない。

当社取締役会は、委員会の勧告を最大限尊重し、対応方針に基づく対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行う。

当社監査役会は、取締役会の判断過程を監督する。

#### 2. 構成と機能

- (1) 委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 委員の任期は、2年以内とするが、本プランが廃止された場合には、その時点をもって終了する。
- (3) 委員は、3名以上によって構成される。
- (4) 前項に定める員数に欠員が生じた場合には、取締役会がこれを補充する。
- (5) 委員会の委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項を含む委任契約を当社との間で締結されなければならない。

現在または過去において、当社と利害関係がない実績のある法人の経営者またはこれに準じる役員経験者

弁護士、公認会計士、法学者、会計学者、不動産鑑定士等、企業評価に関する高度な専門的知識を有する者

現在又は過去において、当社、当社の子会社および関連会社の役員（社外役員を除く。）顧問、従業員となったことがないこと。または、その親族でないこと。

- (6) 各委員の活動に関する報酬については、当社社外役員以外の委員に限り報酬を支給する。具体的報酬額については、当社社外役員から選任された委員全員の賛成により決定するものとする。

#### 3. 勧告

委員会は、買収者等が、当社企業価値および株主共同の利益を毀損または減殺する大規模買付行為等を行う者であって、「濫用的買収者」に該当すると現任委員全員が判断した場合には、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てその他の対応措置の発動を株主総会に付議すべき旨を勧告するものとする。（但し、濫用的買収者が本プランに定める手続きに従わない場合には、取締役会の権限において速やかに本新株予約権の無償割当ての実施およびそ

の取得条項の発動その他の対応措置の発動をすべき旨を勧告することができる)

逆に、全員が濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、不発動を勧告するものとする。

勧告は、各委員の判断の内容とその判断に至る理由を明記した文書を、委員長が取り纏めて、委員会に諮り、現任委員の全員一致をもって決議するものとする。

最終的に、現任委員の意見が一致しない場合には、その理由を委員長が付して、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動を株主総会に付議し、株主の判断を仰ぐべき旨を勧告するものとする。

#### 4. 勧告以外の決議の方法

前項に定める勧告以外の委員会決議については、委員会は、全委員の過半数が出席し、過半数の賛成によって決議するものとする。

#### 5. 諮問

委員会は、買収者等からの提案等の評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとし、かかる費用は当社が負担するものとする。

#### 6. 委員会事務局

委員会の事務局は、当社グループ総務部とする。

以上